

借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、

当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1) 対人補償

無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)

(2) 対物補償

無制限(免責金額 5万円)

(3) 車両補償

1 事故限度額時価額(免責金額 5万円)

(50万円)

(4) 人身傷害補償

1 事故限度額3000万円×定員、1名限度額3000万円

ただし、2輪車の場合は、搭乗者補償 1事故限度額500万円×定員、1名限度額500万円とする

2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

4 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、

借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含みます。